

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）	Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）
Ⅲ－２ 業務の適切性	Ⅲ－２ 業務の適切性
Ⅲ－２－１３ システムリスク管理態勢	Ⅲ－２－１３ システムリスク管理態勢
Ⅲ－２－１３－３ 監督手法・対応	Ⅲ－２－１３－３ 監督手法・対応
（１）金融サービス仲介業に係る障害発生時	（１）金融サービス仲介業に係る障害発生時
① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、 <u>次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。</u>	① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、 <u>「障害発生等報告書」（別紙様式Ⅲ－１）にて当局あて報告を求めるものとする。ただし、ＤＤ○Ｓ攻撃事案の場合は「ＤＤ○Ｓ攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。）） 別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。</u>
なお、<u>ロ. 及びハ.</u>に掲げる事案の報告においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、復旧、<u>原因の解明がされていない場合でも、１か月以内に現状についての報告を求めるものとする。</u>	なお、<u>ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、１か月以内に現状についての報告を求めるものとする。

改正案	現行
特に、社会的に影響の大きいシステム障害等の場合や障害の原因 解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等 についての一般広報及びホームページ等における利用者対応等も 含めたコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングする とともに、迅速な原因解明と復旧を要請するものとする。 なお、財務局は金融サービス仲介業者から報告があった場合は直 ちに金融庁担当課室に連絡すること。 <u>イ. DD○S攻撃事案 DD○S攻撃事案共通様式（「サイバー攻 撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令 和7年5月28日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」とい う。） 別添様式1）</u> <u>ロ. ランサムウェア事案 ランサムウェア事案共通様式（関係省庁 申合せ 別添様式2）</u> <u>ハ. 上記イ. 及びロ. に該当しない事案 その他サイバー攻撃等事 案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式3）</u> <u>（注1）経過措置</u> 令和9年3月末までの間は、経済施策を一体的に講ずるこ とによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律 第43号）の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事 業者として指定された者以外については、「障害発生等報告 書」（別紙様式Ⅲ-1）による報告も可能とする。 <u>（注2）報告すべきシステム障害等</u>	特に、社会的に影響の大きいシステム障害等の場合や障害の原因 解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等 についての一般広報及びホームページ等における利用者対応等も 含めたコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングする とともに、迅速な原因解明と復旧を要請するものとする。 なお、財務局は金融サービス仲介業者から報告があった場合は直 ちに金融庁担当課室に連絡すること。 <u>（新設）</u> <u>（注）報告すべきシステム障害等</u>

改正案	現行
その原因の如何を問わず、金融サービス仲介業者等（外部委託先、金融サービス仲介業に関連してシステム連携している金融機関、利用しているクラウドサービス提供事業者を含む。）が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、その機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を求めるものとする（金融サービス仲介業者の業務特性に応じて対応するものとする。）。 ② （略） （２）、（３） （略）	その原因の如何を問わず、金融サービス仲介業者等（外部委託先、金融サービス仲介業に関連してシステム連携している金融機関、利用しているクラウドサービス提供事業者を含む。）が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、その機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を求めるものとする（金融サービス仲介業者の業務特性に応じて対応するものとする。）。 ② （略） （２）、（３） （略）